

令和5（2023）年度一般廃棄物の処理に関する計画

1 趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和5（2023）年度における一般廃棄物の処理に関する計画を定めるものである。

2 計画区域

本計画の計画区域は、柏崎市内全域とする。ただし、刈羽村から排出される一般廃棄物（刈羽村が資源物として回収するものは除く。）は、「ごみ処理・最終処分場に関する事務の委託に関する規約（平成17年5月施行）」の規定に基づき、協定を締結し受け入れ、本計画に基づき処理するものとする。

3 計画期間

本計画の期間は、令和5（2023）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までとする。

4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

（令和3（2021）年度は実績数値）

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み（柏崎市、刈羽村合計） （単位：t）

区分	年度	計画収集			外来搬入			合計
		直 営	委 託	計	許 可	直 接	計	
燃やすごみ	令和3 (2021)	40	12,733	12,773	8,360	433	8,793	21,566
	令和4 (2022)	29	12,486	12,515	8,191	390	8,581	21,096
	令和5 (2023)	0	11,504	11,504	8,107	473	8,580	20,084
燃やさないごみ 粗大ごみ	令和3 (2021)	306	502	808	389	310	699	1,507
	令和4 (2022)	8	663	671	394	297	691	1,362
	令和5 (2023)	0	690	690	339	351	690	1,380
資源物 <small>（施設再回収した鉄・アルミ除く。）</small>	令和3 (2021)	0	3,916	3,916	/	1,006	1,006	4,922
	令和4 (2022)	0	4,190	4,190	/	1,051	1,051	5,241
	令和5 (2023)	0	4,032	4,032	/	1,153	1,153	5,185
令和5（2023） 年度計		0	16,226	16,226	8,446	1,977	10,423	26,649

※ 資源物は、柏崎市内からの排出物が対象

(単位：t)

区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
市の処理施設で回収した鉄	318	276	248
市の処理施設で回収したアルミ	15	14	12
合計	333	290	260

(単位：t)

区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
最終処分場埋立処分量	2,963	2,931	2,765

(2) し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み

(単位：kl)

区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
し尿	832	843	826
浄化槽汚泥	16,486	16,109	15,787
合計	17,318	16,952	16,613

5 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 環境審議会

市民、処理業者、事業者、学識経験者15人以内で構成し、次の事項を審議する。

- ・分別収集の実施方法
- ・減量化、再生利用の推進方策
- ・住民啓発の内容

(2) 廃棄物減量、再生利用のための資源物の分別

ア 空きびん	計画収集月2回
イ 空き缶類・スプレー缶	計画収集月2回
ウ 廃蛍光管	計画収集月2回
エ ペットボトル	計画収集月4回
オ プラスチック製容器包装(白色トレイ含む。)	計画収集月4回
カ 紙類	計画収集月2回
キ せんてい枝・庭の草(4月～12月、3月)	計画収集月2回(3月は持込のみ)
ク 廃乾電池	店頭・拠点随時回収
ケ 植物性食用油	資源物リサイクルセンター他
コ 古布(もめん)	資源物リサイクルセンター
サ 使用済小型家電	資源物リサイクルセンター他
シ 古着	資源物リサイクルセンター他
ス 使用済インクカートリッジ	拠点随時回収

6 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 家庭系一般廃棄物

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物(空きびん、空き缶類、スプレー缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装(白色トレイ含む。)、紙類(新聞紙、雑誌・雑紙類、ダンボール、紙パック、紙製容器包装)、せんてい枝・庭の草、廃蛍光管、廃乾電池、植物性食用油、古布(もめん)、使用済小型家電、古着、使用済インクカートリッジ)

(2) 事業系一般廃棄物

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ(木製品のみ)

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 家庭系一般廃棄物（事業系のし尿・浄化槽汚泥含む。）に関する事項

区 分	業 務 事 項 等
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬は、市が委託した柏崎廃棄物収集協同組合が行う。 ・週3回収集（火、木、土曜日） ・燃やすごみステーション数：1, 508
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬は、市が委託した柏崎廃棄物収集協同組合が行う。 ・月2回収集 ・燃やさないごみステーション数：450
資源物	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬は、市が委託した柏崎廃棄物収集協同組合が行う。 ・空きびん・空き缶類・スプレー缶・廃蛍光管 : 月2回収集 ・プラスチック製容器包装（白色トレイ含む。）・ペットボトル : 月4回収集 ・紙類 : 月2回収集 ・剪定枝・庭の草（4月～12月） : 月2回収集 ・資源物ステーション数：434 ・資源物リサイクルセンターは、毎週水曜日、土曜日及び日曜日の午前9時から午後6時まで開設し、西本町資源物リサイクルセンターは、毎週水曜日の午前9時から午後1時まで、土曜日及び日曜日は、午前9時から午後6時まで開設し、佐藤池資源物リサイクルステーションは、毎週火曜日、木曜日、土曜日の午前10時から午後4時まで開設し、資源物を搬入することができる。 ・植物性食用油、古布（もめん）、使用済小型家電、古着、廃乾電池および使用済インクカートリッジは、資源物リサイクルセンター及び西本町資源物リサイクルセンターに搬入することができる。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬は、市が委託した柏崎廃棄物収集協同組合が行う。 ・品目別3段階（300円、600円、900円）の有料制で電話申込みによる戸別収集を実施
し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬は、市直営でし尿収集車2台を使用して、占有者からの申込みにより行う（高柳町地域は毎週火曜日、西山町地域及び刈羽村は毎週木曜日に主に収集する。）。
浄化槽汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬は、次に掲げる市長が許可した業者が行う。 ・新潟スーパー産業(株) ・(株)ジオメイク功明社

(2) 事業系一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥を除く。）に関する事項

ア 収集運搬

自ら処理施設に搬入するか、市長が許可した事業者へ委託して搬入する。

【市長が許可した一般廃棄物収集運搬事業者】

- ・(株)美環・新潟スーパー産業(株)（事業系一般廃棄物及び個別契約による家庭系一般廃棄物及び特定家庭用機器再商品化法施行令第1条で定める特定家庭用機器）
- ・(有)柏クリーン（事業系一般廃棄物及び個別契約による家庭系一般廃棄物）
- ・(株)柏崎エコクリエイティブ・清和産業(株)・(有)トーショク（事業系一般廃棄物）
- ・(株)宮田才吉商店（事業系一般廃棄物及び有価物回収時に付随して依頼された一般廃棄物）
- ・(株)ネクスコ・メンテナンス新潟（高速道路S A・P Aの一般廃棄物のみ）
- ・(株)アール・ケー・イー（東京電力及び構内関連企業、リケン柏崎工場及び関連企業の一般廃棄物のみ）
- ・新潟環境サービス(株)・刈共(株)（東京電力構内企業の一般廃棄物のみ）
- ・(株)ホーネンアグリ（草、枝葉、木くず及び流木を収集し自社処理施設へ運搬）
- ・(株)エコシス新潟（自社処理施設の一般廃棄物処分業許可品目を収集し、自社処理施設へ運搬）

- ・(有)大日商会（事業系ダンボールを収集し自社処理施設へ運搬及び木くずを収集し柏崎市内の処理施設へ運搬）
- ・(株)エコ・ユー（木くず・紙くず・繊維くずを収集し自社処理施設へ運搬）
- ・大和運送建設(株)（木くず・紙くずを収集し自社処理施設へ運搬）
- ・(株)丸共（木くずを収集し三島谷興産へ運搬）
- ・丸高建設(株)（東京電力構内で発生した草類の収集運搬）
- ・上越マテリアル(株)（木くず、紙くずを収集し自社処理施設へ運搬）
- ・中越環境開発(株)（紙くず、木くず、繊維くずを収集し自社処理施設へ運搬）

イ 処分（中間処理・最終処分）

【市長が許可した一般廃棄物処分事業者】

- ・(株)アール・ケー・イー（伐採樹木、剪定木等、草類の破砕、チップ化及び堆肥化）
- ・柏崎地域森林組合（東京電力構内の木くずの破砕）
- ・新潟環境サービス(株)（東京電力構内の海生物、木くず、生ごみの堆肥化）
- ・(株)エコシス新潟（木くず・紙くず・繊維くず・廃プラスチック類・廃油の焼却）
- ・(有)大日商会（ペットボトル・容器包装系廃プラスチック類の破砕及びダンボールの圧縮）
- ・(株)エコ・ユー（木くず・紙くず・繊維くずの焼却）
- ・大和運送建設(株)（一般廃棄物（燃え殻、汚泥、紙くず、ばいじん、木くず、がれき類、金属くず、繊維くず、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず）の埋立）
- ・(株)晴耕舎（コンクリート、アスファルトの破砕）
- ・中越環境開発(株)（一般廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず）の焼却及び一般廃棄物（燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず、木くず、ゴムくず、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、紙くず、繊維くず、廃石綿等）の埋立）
- ・(株)柏崎エコクリエイティブ（生ごみの堆肥化）
- ・(株)宮田才吉商店（廃蛍光管の破砕）
- ・ニイガタ・クリーンメタル(株)（一般廃棄物（金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず）の破砕）
- ・清和産業(株)（廃ペットボトルの破砕）

(3) 環境美化清掃等に関する事項

区分	内容
クリーンデー柏崎	6月の第1日曜日を中心に町内会、企業等を単位に実施する。燃やすごみ及び燃やさないごみに分別のうえ、クリーンセンターに搬入し、処理する。側溝の土砂等は、最終処分場で処理する。
その他の環境美化活動	町内会等が行う環境美化活動に伴うごみは、燃やすごみ及び燃やさないごみに分別のうえ、クリーンセンターに搬入し、処理する。側溝の土砂等は、最終処分場で処理する。
不法投棄ごみ	投棄者が不明なものについて、燃やすごみ及び燃やさないごみに分別のうえ、クリーンセンターに搬入し、処理する。ただし、処理困難物は、専門業者に委託する。
海岸清掃ごみ	燃やすごみ及び燃やさないごみに分別のうえ、クリーンセンターに搬入し、処理する。ただし、搬入が困難な生物系漂着ごみについては、関係機関、専門業者等に依頼し処理する。 なお、大型流木や漁網、ロープ等の処理困難物は新潟県が処理する。

8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) ごみ処理施設

処理能力 160トン/日 (80t/日×2炉)

処理方式 全連続燃焼方式 (流動床式)

(2) 粗大ごみ処理施設

処理能力 40トン/5h

処理方式 衝撃剪断破碎方式

(3) 可燃性粗大ごみ処理施設

処理能力 5トン/5h

処理方式 二軸剪断破碎方式

(4) し尿処理施設

処理能力 85kl/日

処理方式 標準脱窒素処理方式+高度処理設備

(5) 最終処分場

埋立面積 17,224 m²

埋立容量 102,256 m³

(6) 資源物中間処理施設

処理能力 びん 3,800kg/日

ペットボトル 1,150kg/h

プラスチック製容器包装 700kg/h

処理方式 びん：ベルトコンベアによる落下破碎

ペットボトル、プラスチック製容器包装：圧縮減容

9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) ごみ

8の(1)~(3)の施設で処理し、そこからの焼却灰、焼却残渣及び粗大破碎残渣は、(5)の最終処分場で埋立処分する。

(2) し尿・浄化槽汚泥

8の(4)の施設で処理し、余剰汚泥及びし渣は、(1)のごみ処理施設で焼却処分する。

(3) 東日本大震災災害廃棄物埋立処分後の管理

最終処分場に埋立処分した東日本大震災災害廃棄物 (木くず) の焼却灰について、地域住民の安心確保のため監視を継続する。